

保育士幼稚園教諭資格取得支援事業実施要項

(事業の目的)

第1条 本事業は保育士および幼稚園教諭資格未取得の職員（以下、「未取得職員」とする）を対象に、法人が両資格の取得支援をおこなうことで、職員のスキルアップによる保育の質の向上を目指すとともに、保育士および幼稚園教諭資格有資格者の安定的な確保を図り、その付随効果として保育士採用関連費用の低減に期待することを目的とする。

(事業概要)

第2条 本事業の概要は、未取得職員が当人の意思により本要項で定めた方法で保育士資格および幼稚園教諭資格（以下「資格」とする）の取得を目指す場合、法人としてそれを支援するというものである。

2 本事業には統括責任者を置く。

(応募)

第3条 本事業の応募対象者は、原則として、職種雇用形態の別なく法人内の全ての未取得者を対象とする。

2 応募方法は、資格認定校である豊岡短期大学通信課程（以下、「豊岡短大」とする）の年度別の募集要項に基づくが、本事業の募集定員は年度別に20名程度とし、以下の各号で示した方法により応募を受け付ける。

①応募の窓口は保育支援課とする。

②応募者は別に定める方法により応募する。

③応募者の中から統括責任者が総合的に判断し受講予定者を決定する。

3 入職前の応募については、統括責任者の判断により決定する。

(資格取得方法)

第4条 資格取得方法は以下のとおりとする。

①受講予定者は、資格認定校である豊岡短大に入学することで、本事業の受講者となる。

②受講者は、豊岡短大の資格取得に必要な課程を履修する。

③受講者は、教科書参考書解説、レポート添削指導、単位取得試験指導、その他単位履修、資格取得に必要な情報の提供を受けるため補習授業に参加する。

④受講者は、豊岡短大が定める資格取得に必要な科目を全て履修することで、保育士資格を取得し、併せて幼稚園教諭資格取得の申請をおこなうことで、幼稚園教諭資格も取得することとなる。

(受講者が負担する費用)

第5条 資格取得のために受講者が負担する費用は以下のとおりとする。

①就学費用：豊岡短大の就学に係る費用（2年間で概ね80万円）

ただし、この費用については、本要項制定時点では東京都社会福祉協議会（以下「東社協」とする）の保育士資格取得貸付制度の対象となることから、資格取得後5年間常勤保育士として5年の認可保育園等での勤務経験を重ねた場合、同協議会の定めにより全額返済が免除される場合がある。

②補習授業費用：22,000円/月とし、受講者の月次給与から差し引き、法人が取りまとめて全額を補習授業委託機関に支払う。

ただし、この費用については、受講者が資格を取得した際、法人から一部または全部を学資手当（別途給与規程改正し非課税非保険年金対象とする）として支給する。

- ③その他費用：スクーリング（東京都内）、保育実習（当法人内の受講者が勤務していない施設）、補習授業（上井草保育園会議室）の参加等に関わる交通費等の実費や教科書、参考書、筆記用具等の購入費については、受講者の負担とする。

（法人が負担する費用）

第6条 本事業実施において法人が負担する費用は以下のとおりとし、拠点区分は本部とする。

- ①初期費用：本事業を実施するうえで必要な設備等を購入する費用
- ②運用費用：保育支援課事務局人件費、豊岡短大や柏学園との書類等の郵送費用、補習授業を実施する上で必要な通信料金等
- ③実習費用：保育実習に関する費用
- ④学資手当：受講者が資格取得した際に支給する手当
- ⑤その他：前述以外で本事業を推進するにあたり統括責任者が必要と認めた費用

（実施体制）

第7条 本事業は以下の体制により実施する。

- ①総括責任者：事業部長
- ②実施責任者：保育支援課長
- ③実施担当者：保育支援課職員
- ④補習授業委託予定先：学校法人柏学園

（リスク管理）

第8条 本事業のリスク管理として、以下の点に留意する。

- ①学習遅延：実施責任者は受講者の学習進捗を定期的を確認し、遅延が発生した場合は、迅速かつ適切に対応する。
- ②費用増加：実施責任者は受講者の人数に対して運用費用等が過大にならぬよう、費用対効果を勘案しながら本事業を推進する。

（その他）

第9条 本事業に定めのない事項については、理事会にて決定する。

付則

- 1 本要項は令和6年12月3日に制定し、令和7年4月1日に施行する。

以上